

## 海外経済協力業務実施方針最終評価報告書 (2002 年度～2004 年度対象)

### .経緯

- 2002 年 4 月 現行の海外経済協力業務実施方針(以下「実施方針」)の策定、外務大臣による承認を経て、公表。
- 11 月 評価モニタリング委員会を設置し、実施促進体制を構築。
- 2003 年 7 月 中間評価結果(2002 年度対象)報告役員会
- 2004 年 7 月 中間評価結果(2003 年度対象)報告役員会
- 10 月 第 1 回外部有識者委員会(評価手法の審議)
- 12 月 第 2 回外部有識者委員会(最終評価報告書ドラフトの審議)
- 2005 年 1 月 第 3 回外部有識者委員会(意見書の審議)
- 最終評価結果(2002 年度～2004 年度対象)報告役員会

### .評価の枠組 (別添 1)

#### (1) 評価枠組の概要(中間評価・最終評価共通)

##### <実施方針の基本的構成>

- ・「基本的方向」(3 つの方向: 選択的な支援、知的協力、開かれた円借款)
- ・「重点分野」(7 分野)、「重点地域」(7 地域・14 カ国)、及び「配慮すべき事項」(12 事項)

##### <評価の枠組>

- ・「重点分野」、「重点地域」及び「配慮すべき事項」の全項目について実績評価。実績評価においては、円借款業務の特性を踏まえつつ、定量評価(量的側面)と定性評価(質的側面)を行い、それらを総合化した上で達成度を評価。
- ・実績評価に基づき、「基本的方向」に関し、業務遂行状況の妥当性を総合評価。

#### (2) 最終評価にあたって追加した評価手法

##### <実績評価総括>

- ・最終評価対象の 3 年間について実績評価(レーティング等)を行う。2004 年度下半期は見込みベース。
- ・レーティングの算出方法は以下のとおり。(単年度の最大点数は 8 点)

	点数の範囲	レーティング	内容
3 年間の 合計点	20～24 点	<b>A</b>	十分に達成されている
	14～19 点	<b>B</b>	概ね達成されている
	8～13 点	<b>C</b>	必ずしも十分には達成されていない
	7 点以下	<b>D</b>	達成されていない

### .評価結果の概要

#### 1.「重点分野」、「重点地域」及び「配慮すべき事項」に対する評価(実績評価総括) (別添 2)

(1) 重点分野: 重点 7 分野については、IT 化及び地方開発以外の 5 分野について十分達成されていると評価される。

(2) 重点地域: 地域別については、中南米地域及び欧州地域以外は十分達成されていると評価される。国別については、マレーシア、モンゴル、パキスタン、モロッコ、チュニジア、ペルー以外は十分達成されていると評価される。

(3) 配慮すべき事項: いずれの事項についても十分達成されていると評価される。

#### 2.「基本的方向」に対する評価(総合評価)

基本的方向への対応: 「基本的方向に則して円借款業務が実行されているか」という点については、以下の通り 3 つの方向(選択的な支援、知的協力、開かれた円借款業務)の業務実績に照らして業務遂行状況は妥当であると評価される。

(1) 選択的な支援: 開発ニーズを踏まえた選択的な支援を以下の通り推進しており、業務遂行状況は妥当。

##### <開発ニーズの把握>

- ・開発ニーズの把握については、各種協議・調査(開発政策に関わる協議・マクロ経済調査・セクター調査・有償資金協力促進調査等)を活用しつつ、国別業務実施方針や分野別業務実施方針を作成し、一部の国では相手国と候補案件のロングリストを共有する等、相手国の経済社会状況をきめ細かく踏まえ、各国の開発ニーズと開発への制約要因を把握。
- ・但し、開発途上国の地域住民・地域住民を代弁する NGO との直接対話については、今後の課題。

##### <選択的な支援>

- ・上記を踏まえた結果として、**貧困対策案件**を通じて貧困層を直接的に支援すると同時に、**経済社会インフラ整備**を行い貧困削減を間接的に支援。**紛争後の復興支援**について、フィリピン・スリランカ等でニーズに対応し、イラクについても取り組む。
- ・また、一部のインフラ整備案件においては、**貧困層へのサービスデリバリーや人間の安全保障の視点を持った配慮**も実施(国際架橋事業における HIV エイズ対策、幹線道路と生活道路の組み合わせ、等)。

2002 年度～2004 年度 承諾案件の所得階層別分類 (承諾件数ベース、2004 年度下半期は見込み)

	貧困対策 案件数	経済社会インフラ 案件数	対象国
貧困国	17	70	インドネシア、カンボジア、ベトナム、バングラデシュ、インド、パキスタン、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、ケニア
低所得国	17	60	中国、フィリピン、スリランカ、ウクライナ、モロッコ、アルメニア、カザフスタン
中所得国	3	19	タイ、エジプト、マケドニア、ルーマニア、トルコ(04)ブラジル(04)、グアテマラ、ペルー、チュニジア、アルジェリア、ナミビア
中進国	0	4	マレーシア、トルコ(02)、ブラジル(03)、コスタリカ
合計	37	153	

(2) 知的協力: 開発効果を一層高めるために資金供与と並行して、政策・制度改善、実施能力強化等についての知的協力を以下の通り推進しており、業務遂行状況は妥当。

##### <政策・制度改善への知的協力の例>

アジアにおける Pro-Poor Growth とアフリカへの応用調査	アジアの開発経験を踏まえて、中央政府による輸出志向型労働集約産業の振興、及び農村におけるニーズにきめ細かく対応したインフラの整備がアフリカにおける貧困層に配慮した発展の達成にも有効である可能性が高い旨、TCAD 及び現地等においてアフリカ側に提言。
タイ・ラオス架橋事業	共同管理機構の設立、越境交通に係わる二国間協定の検討、トランジット制度の確立等をタイ・ラオス双方の実施機関に提言。

インド下水整備事業	現地事務所の数次にわたる調査、ワークショップ等を通じ、川の環境改善に不可欠な下水道整備、改良型火葬場整備、沐浴場の料金徴収・維持管理などについて関連の自治体や NGO とともに方策を検討し、行政に反映。
ガーナ公共財政管理支援	ガーナ財務省に対し、国庫運営・現金管理システム強化、特に援助資金・債務管理システム強化に関する支援を実施。

<実施能力強化への知的協力の例>

タイ地域開発事業等	コミュニティセンター活用のアイデアとして日本の「道の駅」を紹介。日タイ双方の地域住民を巻き込んだ知的協力で発展。タイの地域住民はセンター運営のアクションプランを策定。
中国植林事業	実施計画等を策定する省レベルのプロジェクトオフィスが十分に機能していなかったことから、同オフィスの実施能力の強化を図るとともに、実施体制及び実施計画の策定作業に係る改善策を提言。
インド送電線事業	設備計画、人材育成/訓練制度、組織管理制度等を調査の上、QC サークル活動や技術・技能認定制度の導入など、TQM 活動の実践を通じた職員の意識向上、能力向上を提言。

(3) 開かれた円借款業務：以下の通り推進しており、業務遂行状況は妥当。

<情報公開、広報>

- ・ 業務の透明性を高め、公的機関としての説明責任を果たすための**情報公開**については、広く情報提供の促進に努め(例：ホームページや広報センターでの情報提供、業務運営評価制度に基づく利用者アンケート結果及び本行対応の公表等)、円借款実施の際に作成される資料等についても公表(事業事前評価表、事後評価報告書等)。
- ・ 円借款業務に対する国内の理解を得るため、**国内広報**(例：JBIC TODAY 発行、広報媒体の多様化、中高生や大学生への開発教育等)に努めるとともに、借入国からの理解が得られるよう**現地広報**(現地向けパンフレット/プロジェクトマップ作成、現地日本人学校の事業現場視察、現地事務所のホームページ開設等)に努めている。

<国民参加、開発パートナーシップ>

- ・ より幅広い層の**国民の参加**を得、我が国国民の経験や知見を反映する体制づくりとして、大学との協力協定締結、国民参加型援助促進セミナー、提案型・発掘型調査、NGO との協議会等。)
- ・ 一層効果的な開発成果の実現に努めるため、**開発パートナーシップ**を構築。NGO 及び地域社会とのパートナーシップ(個別案件での協力等)、地方自治体とのパートナーシップ(個別案件での協力等)、民間部門とのパートナーシップ(本邦技術活用条件等)、無償・技協との連携(現地 ODA タスクフォース、JICA との連携等)、他の二国間援助機関や国際機関とのパートナーシップ(AFD・KfW との協力協定、世銀/ADB との東アジアインフラ調査、ユネスコ・AfDB との協力協定等)に注力。援助国の国際会議で貧困削減とインフラの関係に関する国際世論の形成に尽力(POVNET)。

外部環境

ODA 及び円借款を取り巻く国内の外部環境としては、「平和の構築」や「人間の安全保障」の視点を新たに盛り込んだ 1) 新 ODA 大綱・ODA 中期政策、2) 我が国における現下の厳しい財政経済事情を踏まえた一層の見直しが挙げられ、他方、国際的な外部環境としては、1) ミレニアム開発目標(MDGs)に向けた欧米各国の取り組み強化の動き、2) インフラ再認識、3) 調和化・開発成果・現地化を重視する動き、等が挙げられる。

次期実施方針へのフィードバック

上記 . 及び . の結果、次期の実施方針にフィードバックされるべき主要な課題は次の通り。

- (1) 「経済成長に向けた基盤整備」を重点分野として実施したところ、2002 年度～2004 年度の承諾実績の 9 割を経済成長に向けたインフラ案件が占める結果となった。他方、「外部環境」でも触れたとおり、1) ミレニアム開発目標に向けた欧米の取り組み強化、2) インフラの再認識、の動きが国際的に高まっている。従って、次期実施方針においては以下の点に留意が必要。まず、本行及び日本が多くの知見・ノウハウを蓄積しているインフラ整備の分野は、主要借入国のニーズは高く、引き続き円借款業務の中核を占めるべきである。しかしながら、そうしたインフラ案件は貧困層へのサービス・デリバリーや人間の安全保障の視点を持った配慮がなされるべき。また、インフラが MDGs 達成に貢献する教育・保健指標の向上に果たす役割についても認識し、幅広いステークホルダーとの対話を通じ、教育・保健のコンポーネントについても可能な限り組み入れるべき。(例：港や橋の建設現場における HIV エイズ対策、幹線道路から貧困削減地域へのアクセスに配慮した道路案件など)
- (2) 基本方針にある「選択的な支援」を進めた結果、スリランカ、イラク、フィリピンなどで紛争後の復興支援を目的として円借款供与や案件形成努力が行われており、重要な支援対象分野となっている。平和構築のための復興支援は、現行実施方針においては、「地球規模問題への対応」としてカウントしているものの、先般改定された ODA 大綱では重点課題の一つとして挙げられていることから、次期実施方針においては、平和構築のための復興支援を分野の一つとして明示すべき。
- (3) 本評価では、開発途上国の地域住民・地域住民を代弁する NGO との直接対話や、貧困対策案件における貧困層の案件形成への参加が今後の課題として認識された。開発ニーズを把握し、受益者の参加を促進し、ひいては円借款に対する相手国国民の理解と支持を得るためには、今後相手国内のステークホルダーと幅広いパートナーシップを築き上げるべき。現地におけるパートナーシップは、現地化・調和化・開発成果を重視する二国間援助機関・国際機関等と連携して相手国や受益者との対話を行う際にも重要性が増している。
- (4) 現行実施方針対象期間中、重点分野である貧困、環境などの承諾件数が毎年増加するなど 7 分野中 5 分野が A 評価となった。また、配慮すべき事項についても 12 項目すべてが A 評価となった。これは毎年評価モニタリングを実施し、自らの業務を見直した結果であり、Plan-Do-Check-Action の自律的な業務運営が機能していることの証左といえよう。次期実施方針においても、毎年の評価作業は簡略化しつつも、こうしたモニタリングの仕組みは維持するべき。

以上

(別添 1) 評価基準

(別添 2) 実績評価総括表

## 《海外経済協力業務実施方針 最終評価 評価基準》

### 評価の構成

1. 分野別、地域別、配慮すべき事項の実績評価（16年度を含めた3年間の実績評価総括）+ 2. 総合評価（実施方針の方向性に沿っていたか）+ 参考1：アウトカムの事例紹介 + 参考2：知的協力の成果事例紹介

### 1. 実績評価：「重点分野」「重点地域」「配慮すべき事項」に対する評価基準

海外経済協力業務全体の取組みを可能な限り適切に評価するため、円借款業務の特性(注)を踏まえつつ、定量評価(量的側面)と定性評価(質的側面)を行い、それらを総合化した上で「重点分野」「重点地域(国別・地域別方針)」「配慮すべき事項」の「達成度」を評価する。

(注)円借款業務は、その特性(一定の懐妊期間：承諾までの懐妊、効果発現までの懐妊)により、中長期的な視点に基づき様々な取組みが必要となる業務であり、単純な定量評価に馴染みにくい性質を有する。案件発掘・形成段階では、貧困削減や人材育成案件等が通常の経済インフラ案件と比べてきめ細かい対応が必要となる。また、案件監理段階では、政策・制度改善につながる知的協力をビルトインした案件であれば、かかる政策・制度改善を進める上で相当なマンパワーが必要となる。従って、海外経済協力業務実施方針の評価にあたっては、かかる視点を踏まえ、定量評価をきめ細かく行うとともに、定性評価を行いにくい定性評価(質的評価)を十分に行う必要がある。このため、総合化を行う際には、基本的には量的側面と質的側面を1:1のウェイト付けとする。

#### 【評価基準】

##### A. 「定量評価」(量的側面)：

「定量評価(量的側面)」については、実施方針の各項目について業務運営評価制度の各種指標(例：貧困対策案件の承諾割合、貧困対策案件のうち貧困層が参加した案件数の割合、SAFの提言件数など)を活用しつつ、年間業務計画に示される活動量を踏まえ、以下の通り点数化。尚、現行の定量指標は案件形成から承諾までを中心としていることに留意。

4点：十分に量的に対応している(計画に照らし100%以上を目安)

3点：概ね量的に対応している(計画に照らし80~100%)

2点：必ずしも十分には量的に対応していない(計画に照らし60~80%)

1点：量的に対応していない(計画に照らして60%未満)

##### B. 「定性評価」(質的側面)：

「定性評価(質的側面)」については、実施方針の各項目について、定量評価では捕捉できない部分について、有効性(Effectiveness：期待される結果が得られそうか(又は得られる見込みがあるか))・効率性(Efficiency：投入された資源量に見合った結果が得られそうか(又は得られる見込みがあるか))の観点から評価を行う。また、承諾以降の案件監理等の活動や、各部の工夫(グッドプラクティス)を吸い上げられるように配慮。なお、定性評価については、以下の2層構造で行う。

#### (1) 実績値評価(準定量評価)

計画値がないため上記定量評価を行うことが出来ない部分のうち、実績値の積み上げが可能な指標については、定性評価の一環として積算し、質的側面の記述の補強材料とする。(特に、承諾以降の活動)

#### (2) 質的評価

上記準定量評価のできない質的取組みについて(グッドプラクティス等)評価する。また、事後評価を行っている分野、国については活動の有効性、効率性の参考とする。

4点：十分な有効性・効率性をもって対応している

3点：概ね有効性・効率性をもって対応している

2点：必ずしも十分には有効性・効率性をもって対応していない

1点：有効性・効率性をもって対応していない



##### C：達成度評価

上記の「A. 定量評価(量的側面)」と「B. 定性評価(質的側面)」を、以下の通り総合化した上で、その達成度を評価。

レーティング	内容	点数
A	十分に達成されている	7~8点
B	概ね達成されている	5~6点
C	必ずしも十分には達成されていない	3~4点
D	達成されていない	2点
N	不可抗力等の要因により評価不能	なし

(留意点)定量評価の指標が存在しない項目では、実績を十分に記述した上で、定性評価の点数を2倍とすることに対応。

##### D: 実績評価総括

最終評価対象の3年間について実績評価総括(レーティング及び評価のポイント記述)を行う。  
<レーティング>

3年間合計点	20点~24点	A
	14点~19点	B
	8点~13点	C
	7点以下	D

### 2. 総合評価：「基本的方向」に対する評価基準

#### 【評価基準】

重点分野・重点地域・配慮すべき事項に対する実績評価総括をベースとして、以下の2点について、基本的方向に関する業務遂行状況の「妥当性」を評価する。

「基本的方向に則して円借款業務が計画され、実行されているか」

ここでは実績評価総括をベースに海外経済協力業務全体の活動について総合的判断を行う。具体的には、3つの基本的方向それぞれに対して、以下の観点から評価を行う。

) 選択的支援 ~ 主に重点分野・重点地域での活動実績を「選択と集中」の観点及びニーズの変化への対応から総合的に評価。

) 知的協力 ~ 政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を総合的に評価。

) 開かれた円借款 ~ 開発パートナーシップ、国民参加、広報、情報公開などへの取組みを総合的に評価。

「基本的方向に基づく海外経済協力業務実施方針が外部環境(開発途上国のニーズも含めた国際的動向、及びODA改革も含めた国内的動向)に照らして適切であるか、見直す必要はないのか」

## 実績評価総括表（注：04年度下半期は見込みベース）

項目	レーティング	評価のポイント
<b>重点分野</b>		
(1) 貧困削減への対応の強化	A	「貧困対策案件」に対する承諾案件数は、02年度7件、03年度12件、04年度19件と順調に増加。但し、貧困対策案件のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件の割合は、3年間で約6割である。今後は、地域住民が主体的に活動にかかわれるコンポーネントを充実させるなど、「人間の安全保障」や参加型の視点を今後も維持すべき。
(2) 経済成長に向けた基盤整備	A	経済社会インフラ分野での承諾案件数は、02年度から04年度にかけて円借款案件の約9割強を占めている。資金協力に加え、政策・制度や実施能力強化への取り組みを積極的に実施した。一部のインフラ案件では、貧困層へのサービスデリバリーや人間の安全保障の視点を持った配慮も実施しており、今後も推進すべき。
(3) 環境改善・公害防止への支援	A	環境改善効果が期待される案件の承諾件数は、02年度19件、03年度21件、04年度28件と増加。我が国の地方自治体の知見・ノウハウの活用を中心とした知的支援も多数。今後とも、環境改善効果を持続可能なものとするため、開発途上国側と政策対話を行う中で開発途上国における政府・企業・市民の環境意識の向上を図りながら、環境改善・公害防止に向けた具体的取り組みを後押しする。
(4) 地球規模問題への対応	A	地球温暖化対策に資する案件は02年度9件、03年度15件、04年度14件と順調。水資源問題に対応する案件は03年度18件、04年度23件。感染症・人口問題に対処するための取り組み件数は3年間で17件。その他、平和構築に関連する取り組み（承諾4件のほか、セクター調査や専門家派遣など）、平和構築支援に対する国際的なニーズが高まっており、今後とも積極的な取り組みが求められる。感染症・人口問題に関しては、カンボジアのインフラ建設現場におけるHIVエイズ予防のモデル的取り組みが他国に広がりつつあり、今後も持続すべき。
(5) 人材育成の支援	A	人材育成分野の案件は、02年度7件と計画を下回ったものの、03年度13件、04年度7件と計画を上回る。03年度は中国の内陸部人材育成事業が6件。このほか、人材育成コンポーネントが含まれる案件多数。人材育成の分野は時間をかけたきめ細かい案件形成が必要なことから、中長期的な観点から取り組むことが必要。
(6) 開発途上国のIT化への支援	B	IT化への支援に関する承諾件数は、放送や通信を中心に02年度3件、03年度8件、04年度1件。但し、植林におけるGPS利用などITコンポーネントの新しい試みが見られた。今後は、ITについては案件の運営維持管理を効率的に行うためのツールとしての位置づけも可能なことから、分野としてではなく、個別案件のITコンポーネントとしても推進すべき。
(7) 地方開発への支援	B	地方都市における基盤整備に関する承諾件数は、02年度32件、03年度16件、04年度25件。この他、歴史・文化遺産を活かした地方開発支援を実施した。地方開発への支援は、一極集中解消のため地方への投資分散を促進するための重点分野であるが、国毎にアプローチが大きく違うことから、今後は分野としてではなく、地域・国別方針の中で個別のアプローチを検討すべき。
<b>重点地域及び地域・国別方針</b>		
(1) 東アジア地域及び東南アジア地域	A	7カ国（インドネシア・中国・タイ・フィリピン・ベトナム・マレーシア・モンゴル）での取り組みに加え、カンボジア・ラオス・パプアニューギニアにおいて知的協力。カンボジアではインフラ案件1件承諾。NGOとの連携によるインフラ建設現場でのHIVエイズ予防対策を実施した。
インドネシア	A	重点分野であるインフラ整備に関する案件は、02年度3件、03年度10件、04年度9件と順調。このほか、案件形成支援、地方分権に係わる調査を通じた政策対話、貧困削減戦略文書への知的協力など多数。インドネシアは地方分権に伴い中央政府から地方政府への事業実施権限委譲の移行期にあり、地方政府が実施する案件の採り上げの制約となっている。
中国	A	重点分野である環境保全、人材育成、貧困対策に関し、それぞれ3年間で10件、16件、19件を承諾。ほとんどの案件において我が国の地方自治体、大学、NGOと連携。特に人材育成案件における地方自治体・大学・地域社会との協力は、日中双方で協働するアプローチを志向した。
タイ	A	重点分野である環境改善を含めた都市機能の整備、地方開発の促進、人材育成に関し、3年間でインフラ案件3件を承諾。知的支援は、環境改善（廃棄物処理）や地方開発（「道の駅」）などを実施した。現在借入抑制政策を推進しているタイにおいては、多くの新規案件形成は困難であるが、他方でHIVエイズ、環境、地域開発、メコン開発等の広範な開発課題に対する本行の知的協力への期待は高い。
フィリピン	A	重点分野であるインフラ、環境保全、貧困削減・格差是正に関し、3年間でインフラ6件、環境改善案件2件、貧困削減案件2件を承諾。平和構築に資する案件の承諾1件。知的支援は、森林・漁業資源管理、マイクロファイナンス、既往案件の経営改善などを実施した。フィリピン政府の現下の最重要課題は財

		政赤字削減であり、開発予算に組み込まれる新規円借款によるインフラ整備等については一層慎重である。メトロセブ地域を対象とした事後評価では、円借款の地域総生産への貢献が確認された。
ベトナム	A	重点分野であるインフラ整備、貧困対策に関し、それぞれ3年間で19件、3件を承諾。ベトナム政府の成長・貧困削減のための政策への支援1件承諾。技協・無償、他ドナーと連携した相手国との政策対話（貧困削減戦略、市場経済化など）手続き調和化（調達、環境、ODA 政令改訂）などの活動多数。開発ニーズは高いが、国営企業改革・金融セクター改革の遅れ、投資環境改善の遅れ等、制度・政策面での課題が残る。「北部交通インフラ事業インパクト調査」では、雇用の創出や貧困率の改善が確認された。
マレーシア	B	重点分野である人材育成、中小企業育成に関し、3年間で人材育成案件2件を承諾。インフラ案件も1件承諾。人材育成案件に関するきめ細かい政策対話を実施し、但し他の分野での積極的な案件形成は困難。
モンゴル	B	重点分野はインフラ整備であるが、3年間承諾はない。エネルギーセクターにおける既往案件への支援や、都市部の大気汚染改善に関する知的協力などを実施した。債務負担能力、金融セクターの成熟度といった要素が制約要因となっている。
(2)南西アジア地域	A	4カ国（インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ）での取り組みに加え、専門家をアフガニスタン援助庁へ派遣するなど同国の復興を支援した。ネパールでの既往上水道案件への継続的知的協力を実施した。ネパールに関しては、政情不安が制約要因となっている。
インド	A	重点分野はインフラ、貧困層が裨益する地方開発、環境改善。3年間でインフラ案件は21件、貧困対策案件は9件、環境改善案件は14件。植林事業で貧困層・女性の参加や生計向上への取り組みを実施した。このほか地方自治体改革への知的協力、UNESCOと連携した遺跡保護、灌漑案件のマラリア対策などを実施した。開発ニーズの多様さも手伝い、貧困削減・水資源・感染症対策・NGOとの連携等を組み合わせた案件など、実施方針上の重点分野に合わせた効果的な取り組みを多く実現している。
パキスタン	B	重点分野は貧困層の多い農村・地方都市における社会・経済サービスのアクセス向上。3年間でインフラ案件1件承諾。現地ドナーを中心とした、開発フォーラムを通じた政策対話プロセスに、本行から都市再生計画に関する知的貢献を行った。04年度においては、新規円借款をめくり外部要因により一部の活動に制約が生じたこと等により、計画達成が困難になった。
バングラデシュ	A	重点分野はインフラ整備、農業・農村支援開発、貧困層への支援。3年間でインフラ案件3件承諾、貧困対策案件1件承諾。技協・無償、他ドナーと連携した相手国との政策対話、既往案件における組織改善への知的支援、女性及び貧困層の雇用機会創出を実施した。現地 ODA タスクフォースを中心とした他ドナー等との協調が活発化しており、農村インフラ整備案件における JICA、ADB や SIDA との連携が進展している。
スリランカ	A	重点分野はインフラ整備、産業育成、貧困層への支援。3年間でインフラ案件6件、産業育成支援案件2件、貧困対策案件1件承諾。これら新規案件のうち3件に平和構築支援のための優遇金利適用。03年度は議会選挙の影響で承諾なし。紛争後の支援のあり方に関する知的支援、既往案件を活用した復興支援など、新しい課題に積極的に取り組んだ。
(3)中央アジア地域	A	重点分野は人材育成、インフラ整備。3年間でインフラ案件5件を承諾。既往の人材育成案件において日本の地方自治体との連携を継続。政策対話のためのセクター調査、債務管理能力の研修を実施した。我が国 NGO などの活動が少ない地域であり、開かれた円借款の推進に一定の制約がある。
(4)中近東地域	A	重点分野はインフラ、社会的弱者支援、地方開発。国際政治状況の影響による制約が多いが、3年間でインフラ案件5件を承諾。対イラクでは電力セクターに係る調査。エジプトの風力発電案件で日本の ODA 初のクリーン・ディベロップメント・メカニズム（CDM）プロジェクトとしての認定を目指す。
(5)アフリカ地域	A	2カ国（モロッコ・チュニジア）での取り組みに加え、健全な経済運営・貧困削減への取り組みを確認し、債務償還能力を有すると判断される国に対し、支援の可能性を検討。3年間でケニア・ナミビア・アルジェリアへのインフラ整備案件3件承諾。ガーナやマラウィに対しては、債権を放棄するとともに、公共財政管理にかかわる知的支援を組み合わせ、健全な経済運営への取り組みを支援した。
モロッコ	B	重点分野はインフラ整備、貧困削減、産業・人材育成を目的とした技術研究所整備、都市部での環境。3年間でインフラ案件4件、貧困対策案件3件、都市部での環境改善案件1件。現地 ODA タスクフォース参加、アフリカ開発銀行との連携などにより情報収集の効率性向上を図った。ターゲティングの工夫等で貧困対策案件を効果的に形成した。
チュニジア	B	重点分野はインフラ整備、産業・人材育成を目的とした技術研究所整備、都市部での環境。3年間でインフラ案件4件、人材育成案件1件、環境改善案件1件承諾。現地 ODA タスクフォース参加、アフリカ開発銀行との連携などにより情報収集の効率性を向上させた。取り組むセクターを絞ることによって、業務の効率性を向上させた。
(6)中南米地域	B	ペルーでの取り組みに加え、環境保全、インフラ整備、人材育成、貧困対策を重点とする。3年間でインフラ案件4件、環境改善案件3件を承諾。上下水道セクター民活、中米での IT 化などへの知的協力を実施した。財政再建のための借入抑制、政権交代などの制約要因を抱える対象国が多い。
ペルー	B	重点分野は貧困削減効果が高いインフラ整備、人材育成。3年間で1件承諾。既往案件である社会投資基金案件に関し米州開発銀行と共に政策対話を実施。財

		政再建のため開発予算を抑制しているペルーについては、多くの新規案件形成は困難となっている。
(7)欧州地域	<b>B</b>	重点分野はインフラ整備、環境改善。3年間でインフラ案件3件承諾。うち新規供与国が2件。ウクライナではインフラ建設現場でのHIVエイズ対策を予定。セクター調査や現地ODAタスクフォース参加などにより情報収集の効率性を向上させた。
<b>業務運営に当たって配慮すべき事項</b>		
(1)各国の多様な状況と開発ニーズの適切な把握	<b>A</b>	3年間で国別業務実施方針をのべ46件作成。重点7分野につき分野別業務実施方針を作成。政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を3年間で381件実施。一部の国では相手国と候補案件のロングリスト（ヴィンテージリスト）を共有することにより案件発掘・形成段階での政策対話を促進した。今後も、開発途上国の地域住民・地域住民を代弁するNGOとの直接対話などによるきめ細かいニーズの把握と受益者参加の促進を図るべき。
(2)適切な環境配慮・社会配慮	<b>A</b>	全ての承諾案件において環境社会配慮を確認。新環境ガイドライン制定以降に環境社会配慮確認を実施したカテゴリA案件全件につき、事業実施主体者が地域住民のステークホルダーと協議を行っていることを確認した。
(3)債務状況への配慮	<b>A</b>	JICAとの連携による債務管理能力向上のための途上国実務者向け研修を実施。債務負担能力調査、マクロ経済調査は3年間にのべ76件実施。ガーナやマラウイに対しては、債権を放棄するとともに、公共財政管理にかかわる知的支援を組み合わせ、健全な経済運営への取り組みを支援した。
(4)政策改善・運営能力強化等への知的協力の充実	<b>A</b>	開発政策・事業支援調査（SADEP）として、世銀/ADBと共同で「東アジアのインフラ調査：その前進へ向けて」を実施のほか、「インフラ整備による貧困緩和効果調査」などの知的協力。有償資金協力促進調査（SAF）として、上水道案件の料金政策や政府補助金のあり方、森林案件の住民参加による事業持続性スキーム、観光基盤整備案件のマーケティング戦略などに係る提言多数。今後は開発成果への取り組みが強化される中、特にセクター政策レベルでの知的協力、それに基づきドナー間の議論をリードすることが求められる。
(5)我が国の知見・ノウハウを活用した支援の重視	<b>A</b>	本邦技術活用制度の適用、提案型・発掘型調査への取り組みに加え、我が国の地方自治体、大学、研究機関などの知見・ノウハウの活用を図った。今後ともITなどの進歩が早い技術分野に関しては随時情報を得て、円借款事業への適用可能性につき見識を深める必要がある。
(6)情報公開の促進	<b>A</b>	ホームページや広報センターの活用により、一般に関心の高い情報を提供。ホームページ上の「意見ボックス」を通じ個別の各種照会にきめ細かく対応した。現地事務所ホームページ開設も5件実施した。
(7)国民参加の業務運営	<b>A</b>	国民参加型援助促進セミナーの実施（タイ、フィリピン、ベトナム）、NGO—JBIC協議会の実施、コンサルタント業界・商社・建設業界との実務的な意見交換会を開催した。7つの大学と業務協力協定を締結した。
(8)広報の強化	<b>A</b>	開発教育への取り組み強化（大学ゼミ現地サイト視察、中高修学旅行生への業務説明、ケース教材開発など）、外部広報ビークルを通じた幅広い国民の広報、現地広報（日本人学校生徒への事業サイト案内など）を実施した。
(9)開発パートナーシップの重視	<b>A</b>	NGO、地域社会、我が国地方自治体、我が国民間部門、我が国技術協力・無償資金協力、及び他の二国間援助機関や国際機関とのパートナーシップによる案件の開発成果促進事例多数。現地ODAタスクフォースへの参加や他国援助機関・国際機関との業務協力協定を推進した。
(10)評価の充実と事業の不断の見直し	<b>A</b>	評価に関する3つの100%（事後評価、第三者評価、評価結果公表）を3年連続で達成し、事業事前評価表の作成・公表を継続。個別評価全案件について相手国へのフィードバックを開始、レーティングも導入。JICAとの連携による実務者向けプロジェクト評価セミナーを通じ途上国の評価能力向上を支援した。
(11)円借款業務の効率的かつ適正な実施	<b>A</b>	海外経済協力業務実施方針の評価モニタリングを実施し、具体的なアクションを通じた業務改善を図る。現地ODAタスクフォースへの対応強化。調達実施支援調査を通じた相手国への技術支援を実施した。
(12)財務リスク管理の強化	<b>A</b>	金利リスクへの配慮（リスケジュール金利の変動化オプション）、資金調達コストの変化に応じた金利改定等を実施した。